

岩手県告示第384号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をした。

平成26年5月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人桜ライン311
- 2 代表者の氏名 岡本翔馬
- 3 主たる事務所の所在地 陸前高田市高田町大隅93-1 高田大隅つどいの丘商店街9号
- 4 認定の有効期間 平成26年5月1日から平成31年4月30日まで